

[足場の組立て等作業主任者技能講習]受講要件確認フローチャート

平成27年6月30日以前から足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事していますか？(足場の組立て等作業に従事できるのは満18歳以上です。18歳未満は従事できません。)

はい



足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事してから平成29年6月30日までに「経験年数が3年以上」ありますか？(18歳未満の年数は経験年数に算入できません。)

はい



受講できます。事業主等から経験年数の証明を受けてください。※申込書の経験年数(職務)事業主等証明①の欄に年数をお書きください。

いいえ



足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事してから現在までに「経験年数が3年以上」ありますか？ただし、平成29年7月1日以降「足場の組立て等作業従事者特別教育」を修了した方は、平成29年7月1日から「足場の組立て等作業従事者特別教育」を修了するまでの期間は経験年数に算入できません。

はい



受講できます。事業主等から経験年数の証明を受けてください。申込書に「足場の組立て等作業従事者特別教育修了証」のコピーを添付してください。特別教育を修了した方で「修了証」をお持ちでない方は個別にご相談ください。

※申込書の経験年数(職務)事業主等証明②の欄に年数をお書きください。

いいえ



受講できません。

足場の組立て等作業従事者特別教育を修了していますか？

はい



足場の組立て等作業従事者特別教育を修了した後、足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験年数が「3年以上」ありますか？(18歳未満の年数は経験年数に算入できません。)

はい



受講できます。事業主等から経験年数の証明を受けてください。申込書に「足場の組立て等作業従事者特別教育修了証」のコピーを添付してください。特別教育を修了した方で「修了証」をお持ちでない方は個別にご相談ください。

※申込書の経験年数(職務)事業主等証明③の欄に年数をお書きください。

いいえ



受講できません。

※経験年数2年以上で受講する方(大学・高等専門学校・高校又は中等教育学校で土木・建築等の学科を専攻して卒業または、職業能力開発促進法に定めるとび科の訓練を修了した方は経験年数2年以上です。)は卒業証明書等のコピーを添付してください。